明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

岐阜県中津川市加子母八九八番地

財団法人加子母育英会

代表清算人　新田　章

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年五月三十日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十六年六月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

京都市左京区岩倉上蔵町九〇番地

医療法人朗友会

清算人　三輪　能敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道雨竜郡北竜町字板谷二七番地の三、最後の住所北海道雨竜郡北竜町字和一番地の一五　被相続人　亡　岡本　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

北海道深川市新光町一丁目三番二二号

相続財産管理人　青木　裕幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市松並二丁目一一番地三、最後の住所宮城県石巻市大街道北四丁目七番三号ヴェルディサンフレッチェ三〇一号

被相続人　亡　横内　博幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

事務所仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号ＳＬＳビル三階広瀬川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場二一二五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　文明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号

相続財産管理人　弁護士　天田　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県春日市大字上白水四五八番地、最後の住所東京都調布市西町二九〇番地五ちょうふの里

被相続人　亡　金堂　圀保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階

りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区常盤台二四一番地一四、最後の住所横浜市保土ケ谷区桜ケ丘二丁目三三番一―二三〇号

被相続人　亡　伊藤　元行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産管理人　弁護士　吉田　正穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市下室賀二五番地、最後の住所長野県東御市常田二番地一フォーレスト

被相続人　亡　南波　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

長野県上田市五加九九四番地一

相続財産管理人　司法書士　宮原　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡白川町三川一三〇〇番地、最後の住所岐阜県加茂郡川辺町下川辺五九六番地四レジデンス田代一〇三号室

被相続人　亡　小池　章之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル四階　大町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大町　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区北番町三九番地、最後の住所静岡県静岡市葵区北番町四〇番地

被相続人　亡　大城　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

静岡県静岡市葵区伝馬町九番地の一　河村ビル七階中　大原和彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大原　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市明治本町二二番地二、最後の住所愛知県安城市明治本町四番六号

被相続人　亡　鵜海　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

愛知県西尾市桜木町三丁目五一―三林ビル二階愛三西尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　洋一

第35期決算公告

平成26年6月17日

仙台市宮城野区扇町5丁目9番8号

エア・ウォーター食品物流株式会社

代表取締役　細川　昇

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	295,196
	固定資産	258,743
	合計	553,939
負純資産の債及び部	流動負債	966,732
	固定負債	3,970
	株主資本	△412,835
	資本金	40,000
	利益剰余金	△452,835
	その他利益剰余金	△452,835
	（うち当期純損失）	(40,545)
	評価・換算差額等	△3,928
	有価証券評価差額金	△3,928
	合計	553,939

第2期決算公告　平成26年7月24日

札幌市西区八軒一条西一丁目3番15号

株式会社ほくおうホールディングス

代表取締役　秋山　幸功

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	36,485
	固定資産	4,523,165
	合計	4,559,651
負純資産の債及び部	流動負債	37,201
	固定負債	2,715,000
	株主資本	1,807,449
	資本金	320,000
	資本剰余金	1,620,000
	資本準備金	820,000
	その他資本剰余金	800,000
	利益剰余金	△132,550
	その他利益剰余金	△132,550
	（うち当期純損失）	(132,539)
	合計	4,559,651

第43期決算公告

平成26年6月20日

北海道旭川市流通団地2条5丁目13番地

株式会社北海紙業

代表取締役　南方　眞徳

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	50,605
	固定資産	47,084
	合計	97,689
負純資産の債及び部	流動負債	15,146
	固定負債	0
	株主資本	82,542
	資本金	20,000
	利益剰余金	62,542
	利益準備金	3,930
	その他利益剰余金	58,612
	（うち当期純利益）	(14,982)
	合計	97,689